

神戸女学院大学における研究費の使用に関する行動規範

2015年3月6日

教授会制定

研究活動における経費の使用にあたって、いかなる不正も防止するために、本学の教職員は以下の指針にしたがって行動する。

- (1) 研究活動のための経費は、学生納付金、あるいは国民の税金による公的資金および寄附金等を原資とすることを十分認識し、社会的な信頼に応えるよう、その使用にあたる。
- (2) 研究費の使用にあたっては、関連する法令、関係規則および学内の諸規則を十分にわきまえ、それらを遵守する。
- (3) 研究費の不正使用を防止するために、つねに実効性があり、かつ透明性の高い管理・監視体制を整備することに努める。
- (4) 不正が行われたこと、あるいは行われつつあることを知りえたときは、それを黙過しない。
- (5) 研究費の適正な使用のために、相互の理解に努める。